

労働移動支援助成金の法令根拠

雇用対策法

第六条 事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るよう努めなければならない。

第二十四条 事業主は、(中略)相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、(中略)、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画(以下「再就職援助計画」という。)を作成しなければならない。

2 事業主は、(中略)再就職援助計画を作成するに当たっては、(中略)労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の(中略)意見を聴かななければならない。(中略)

3 事業主は、(中略)再就職援助計画を作成したときは、(中略)公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。(中略)

第二十五条 事業主は、(中略)事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、(中略)当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。(中略)

第二十六条 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者(以下この条において「援助対象労働者」という。)の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法(中略)第六十二条の雇用安定事業として、(中略)再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関し、(中略)再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

雇用保険法

第六十二条 政府は、(中略)被保険者等(中略)に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 (中略)

二 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法(中略)第二十六条第一項に規定する(中略)当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。